

～私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために～

保存版

# 高浜市自治基本条例を 制定しました

「こんな高浜市になったらいいな!」「こんな高浜市にしていきたい!」

そんな思いを持った市民と市役所職員148人が結集し、平成21年12月に「高浜市の未来を描く市民会議」を結成。市民と行政の協働により、120回以上の討議を経て、自治基本条例案と第6次高浜市総合計画案を練り上げてきました。策定過程では、小学校区ごとの「車座談議」、町内会などへの「出前トーク」、「素案発表会」、「パブリックコメント(意見聴取)」なども実施し、平成22年12月議会において「高浜市自治基本条例」が可決、制定されました。



## 【高浜市自治基本条例の構成】

### 前文

#### 第1章 総則

[第1条]目的 [第2条]用語 [第3条]条例の位置づけ

#### 第2章 まちづくりの基本原則

[第4条] (1)参画の原則 (2)協働の原則 (3)情報共有の原則

#### 第3章 まちづくりの担い手

##### 第1節 市民

[第5条]市民の権利 [第6条]子どものまちづくりに参加する権利  
[第7条]市民の役割と責務 [第8条]事業者の役割と責務

##### 第2節 議会

[第9条]議会の役割と責務 [第10条]議員の役割と責務

##### 第3節 行政

[第11条]市長の役割と責務 [第12条]職員役割と責務

#### 第4章 参画と協働

[第13条]参画機会の保障 [第14条]住民投票 [第15条]協働の推進

#### 第5章 地域自治

[第16条]地域内分権の推進 [第17条]まちづくり協議会  
[第18条]地域計画 [第19条]活動の育成と支援

#### 第6章 市政運営

[第20条]市政運営の基本原則 [第21条]総合計画の策定等  
[第22条]危機管理 [第23条]他自治体等との連携と協力

#### 第7章 条例の検証と見直し

[第24条]条例の検討と見直し



## 教えて! 自治基本条例

### 自治基本条例って何?

■まちづくりに関する仕組みや制度の基本を定めたルールです。

「自分たちのまちのことは、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度を定めた基本ルール(理念条例)です。

また、まちづくりにおける最高規範であり、高浜市の全ての条例や計画などは、この条例にのっとってつくられ、進められます。

### なぜ必要なの?

■みんなで力を合わせて高浜市を築いていくための共有ルールとして必要です。

市民の思いをまちづくりに活かし、高浜市を「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちにしていくためには、市民・議会・行政が役割を分担しながら、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていくことが大切です。高浜市ではこれまでにさまざまな市独自の自治の仕組みをつくり、運用してきましたが、それらをきちんと継続させていくために、議会の承認が必要な「条例」というルールにまとめました。

### どんな特徴があるの?

■みんなでつくった分かりやすい条例です。

誰からも分かりやすい条例であることが大切と考え、高浜市の条例では初の「です・ます調」にしています。また、自治の基本的な仕組みをコンパクトにまとめた、メニューやカタログのような一覧性を持っています。

### どんなことが書いてあるの?

■まちづくりに関する基本的事項を定めています。

まちづくりに関する基本理念や基本原則、権利や役割、地域自治、市政運営など、市民・議会・行政がみんなで力を合わせてまちづくりを行っていくための基本的事項を定めています。